

書評

『修復的対話 トーキングサークル 実施マニュアル』

梅崎 薫 著

はる書房 二〇一九年

石原明子

- 一、はじめに
- 二、本の概要
- (一)一章 修復的対話とは
- (二)二章 修復的対話のモデル
- (三)三章 修復的対話のひろがり
- (四)四章 日本版RJトーキングサークル 実践モデル
- (五)五章 地域での実践から
- 三、本書の意義に関する考察
- (一)サークルの実施方法について日本語で読むことができる

- (二)高齢者ケア等、犯罪以外の場面への応用に重点
- (三)研究書ではなく、実施マニュアル書
- (四)著者梅崎の旅路とオリジナリティ
- 四、おわりに
- 一、はじめに
- 本書は、修復的正義^[1]の考えに基づく対話実践の方法の一つであるサークルの、実践マニュアルである。修復的正義の対話実

践の方法としては、被害者加害者カンファレンス(VOC)、家族グループ対話(FGC)、サークル(サークルプロセスとも呼ばれる)、理事会モデル、伝統儀式アレンジモデルなどがあるが、サークルは世界で修復的正義の対話の実践の中で最も多く使われている方法の一つである。

現代の修復的正義は、一九七〇年代に北米のキリスト教メソナイト教派の人々を中心としたグループで刑事司法における被害者加害者対話として実践されはじめ、一九九〇年代に理論化された。日本には、およそ二〇〇〇年ごろから、刑事司法の研究者らによつて「修復的司法」の名称で紹介されてきた。世界的潮流としては、一九九〇年代ごろから、刑事司法の文脈のみならず、内戦後の和解、学校での違反行為や暴力行為への矯正・教育にも応用が始まり、現在は、ドメスティック・バイオレンス、環境災害、高齢者虐待など、多様な分野での応用がある。日本でも、そのような刑事司法以外にも応用されるようになった背景を受け、H.Zahrによる小冊子The Littlebook of Restorative Justiceの翻訳(二〇〇八)では、restorative justiceの訳に「修復的司法」ではなく、「修復的正義」という言葉が用いられるようになった。⁴⁾

本書の著者である梅崎薫は、社会福祉を専門としており、高齢者虐待等の社会福祉の場面において、修復的正義の考え方による対話の実践を行ってきた。本書は、修復的正義の主流な実践方法の一つであるサークルの日本語での初めての実践マニユ

アルであり、同時に、高齢者虐待をはじめとする広く社会福祉的場面における応用の日本における初めての実践マニユアル書である。

以下では、本書の構成にそつて内容を概観し、その後、この本の出版の意義について考察を行う。Restorative justiceに関する用語の日本語訳語には複数のものがあるが、本稿では、原則的に、本書の著者の用語使用に沿つて用語を用いることとする。

二、本の概要

本書は、一章から五章の五つの章からなり、一から三章が「理論編」、四から五章が「実践編」となっている。

(一) 一章 修復的対話とは

本章ではまず、本書における修復的対話という言葉が、restorative Justice Dialogueの訳であることが示され、いわゆる海外における修復的対話の歴史(すなわち修復的正義の歴史)、その意義、日本での必要性、修復的対話の基本的な考え方(修復的正義の理論)、修復的対話が大切にされるルール(修復的正義の考え方による対話実践の原則)が説明される。

人々の間に生まれた「害(harm)」を癒し、回復していこうとするときに、近代司法だけで対応しきれない部分があり、そのニーズに対応してきたのが修復的対話で、そのプロセスでは、暴力の被害者が加害者から「パワー」を取り戻すことや加害者

の更生や社会復帰にも役立つことが起こりえる、とする（本書一八頁）。

日本においても、受刑者に障害をもつ人が含まれていたたり、司法領域における福祉援助・ソーシャルワークが求められたりすることも多く、また、家族間での暴力や学校でのいじめ、職場でのハラスメントなどの場合には、近代司法で裁くことでは関係者のニーズにこたえられず、修復的対話によるアプローチが求められる、と著者は述べる。そのうえで、著者のNPOが連携関係をもつカナダのNGOコミュニティ・ジャスティス・イニシアティブ（CJI）⁶において、被害者・加害者間の対話のみならず、児童虐待、ドメスティック・バイオレンス、高齢者虐待、LGBT等のマイノリティ支援、職場でのハラスメント、学校やクラブでのいじめや葛藤、コミュニティ・住民における対話を取り組まれていることを紹介し、日本でもそれらが必要であることを、示唆している（本書二〇頁から二二頁）。

(二) 第二章 修復的対話のモデル

第二章では、修復的正義の考えによる対話実践の世界的潮流の一つであるサークルは、カナダの先住民の実践に倣った方法であるが、日本語で読める文献がほとんどなく、マニュアルは皆無であることを指摘したうえで、そのサークルという手法の原則について説明していく。

サークルは、参加者がサークル（輪）になって座り対話する

方法であり、トーキングピースという話し手を示す「物」を持っている人だけが話せるというルールによる対話方法である。サークルキーパーという役割の人がいて、その人が効果的な問いを設計したり、時間を管理したり、参加者にルールを守らせたりしながら、対話の場の質を維持する役割を担う。そのために、サークルキーパーのみは、トーキングピースを持たずに話すこともできる（本書三四頁から三七頁）。

この方法による対話の流れは、「第一段階…チェックイン（オープニング・セレモニー）」「第二段階…ガイドライン（安心して話すための合意形成）」「第三段階…対話」「第四段階…クロージング」という基本的な流れをもつ（本書三八から三九頁）。

この方法による対話の種類として、「お互いを理解するサークル（understanding circle）」「量刑するサークル（sentencing circle）」など、さまざまな目的のサークルがあるが（本書三二から三三頁）、特に葛藤関係を修復する目的の場合には、「第一プロセス…自分に何が起きて、どのような影響を受けたのか」「私」を主語として語る」「第二プロセス…他の参加者の話を聞いての感想や質問など」「第三プロセス…これからどうすればよいか。自分に何ができるか」「第四プロセス…これからの計画（全体としての再発予防計画と、自分が何をやるのか）」の四プロセスで対話を行う（本書四一頁から四二頁）。「対話的コミュニケーション」により、関係修復に可能性が開かれること

が指摘されている。

(三) 第三章 修復的対話のひろがり

本章では、多様な場面における国内外での修復的対話の実践事例が紹介されている。犯罪の被害者加害者の対話（日本）や、少年院での「被害者の視点を取り入れた教育」（日本）、真実和解委員会（南アフリカ）、学校でのいじめ予防（韓国、台湾、香港など）、高齢者虐待予防（カナダ、日本）などの状況が説明されている（本書四六頁から五七頁）。特に、日本における高齢者虐待予防では、著者らのNPO「R J対話の会」の取り組みも紹介されている。

「R J対話の会」では、高齢者のデイサービスにおけるR Jトーキングサークルの実践を積み重ねてきた。認知機能が低下した高齢者も参加してきており、対話の後に参加者間のつながりが生まれ、参加者のエンパワメントが確認されたが、このつながりとエンパワメントがうまくいく程度には、回によつて差もあることを著者は指摘している。高齢者の参加者のみならず、デイサービスの職員にも、対話を通じて想定外に気づきがあり、利用者（高齢者）への思い込みが修正されることもあった、という（本書五七頁から五九頁）。

(四) 第四章 日本版R Jトーキングサークル 実践モデル

本章では、著者らが提唱する、日本版R Jトーキングサーク

ルの実践の方法が具体的に示されている。いわゆる実践マニュアルがこの章である。「(1) プログラムの展開（方法）」とキーパーの役割」では、サークルによる対話のプログラムの基本的な流れ、そのときに、キーパーが何をすべきかが説明される。原則は、①チェックイン、②一ラウンド（問いを立てて対話を開始）、③二ラウンド（一ラウンドを受けて感想などを話し合う）、④チェックアウト（感想などを述べて対話を閉じる）、⑤クロージング（お茶などを挟みながら対話の労をねぎらい、日常に戻る時間）という流れになる。「(2) キーパーがラウンドで必ず問う基本の『問い』」では、具体的に「お互いを大切に、尊重すること」をテーマにする対話の場合を例にあげ、(1)で示した流れにそつたキーパーの言葉かけを具体的に示している（本書六四頁から七〇頁）。

「(3) ルールカード、手順カードの使い方」では、対話で用いられるルールカードを具体的に絵で示し、また、キーパーが手順を頭にいれるための「手順カード」の作成例や使用方法が示されている（本書七〇頁から七二頁）。その後の(4)(5)(6)(7)の各節では、サークルによる対話で用いることができる様々な道具の例を、写真を用いて紹介している。トーキングピースはどのようなものがあり得るか、サークルの円の真ん中に置く敷物やキャンドル、チェックインの時などに心を整えるためにも用いる美しい音のする鐘、そして、対話の途中で用いることができる言葉カードや、写真カード、イラストカード

などを紹介している（本書七三頁から七八頁）。

（五）五章 地域での実践から

本章では、著者らが実践をするNPOであるRJ対話の会で開発し実践してきたプログラムを具体的に紹介している。まず、著者らが二〇一三年から取り組んできた「高齢者福祉施設での対話の会」の例が紹介されている。高齢者デイサービスの職員らと協力しながら、プログラムは開発された。ここでは、高齢者も交えたサークルによる対話を行う際に配慮する点が具体的に示されている（八〇頁から九五頁）。

上記の高齢者福祉施設でのプログラムをもとに、「女性のための対話の会」「誰もが集う誰も排除しない対話の会」「思春期の親と子のための対話の会」なども実施しており、そのプログラムも具体的に紹介されている。最後に「学校での対話」のプログラムも紹介されている（九六頁から一二二頁）。

本の最後に語られる謝辞には数ページが割かれ、そこには、この実践と出版にいたる、著者が知的に実践的にインスパイアされた出会いの旅路が示されている。

三、本書の意義に関する考察

（一）サークルの実施方法について日本語で読むことができる本稿のはじめにも触れたが、本書の意義として大きいのは、修復的正義の考え方を生かした対話実践方法で、世界的にも主

流の手法の一つであるサークル（一般にはサークルプロセスと呼ぶことも多い）について、その具体的なやり方を日本語で示した初めての本である、という点である。

修復的正義の対話手法としては、被害者加害者カンファレンス（VOC）、家族グループ対話（FGC）、サークル（サークルプロセスとも呼ばれる）、学校型モデル、理事会モデル、伝統儀式アレンジモデル、語り部型モデルなど、多様な方法があるが、その中で世界的に最も普及し多用されているモデルの一つがサークルである。

いわゆる被害者加害者カンファレンス（VOC）^⑧が、被害者と加害者の側に分かれて、その間に対話ファシリテーターが入るといふメディアエーション型の対話であるのに対して、サークルは、被害者や加害者やその関係者、場合によっては裁判官や警察官なども含めて、全員が円になって対話をする。修復的正義による対話の実践方法として、メディアエーション型とは、目的は同じであっても方法としては明らかに異なったアプローチであり、米国ミネソタ州のPain^⑨らを中心に展開されてきた。カナダの原住民の紛争解決対話方法が源流にある。

筆者（石原）も、自身が修復的正義のトレーニングや実践を行うときに、サークルの手法を用いることが多々あるが、その経験から、サークルという方法の強みは、誤解を恐れずいうならば、次のような点であると考ええる。①被害者と加害者という立場によって分けずに、すべての参加者が平等な人間として対

話に参加が可能、②対話司会者^①(メデイエーター、ファシリテーター)の力量に左右され過ぎずに対話が可能、③対話司会者的な役割であるキーパー自身が、ファシリテーターでありながら、同時に、対話参加者として対話に参加することが可能、といった点である。

①については、被害者や加害者という当事者、その関係者といった立場に関係なく、一つの円の中に座って対話するため、席の配置という観点からも、立場による分け隔てがない。対話の場づくりにおいて、席の配置は常に大きな論点の一つであるが、サークルの場合、円という角も終わりも始まりもない形によって、参加者がみな人間として平等であることを物理的にも感じさせられながら対話に参加する。

②については、被害者加害者カンファレンスのようなメデイエーション型の対話では、対話の進行の決定(誰に発言権があるかなどのコントロール)において、対話の司会を行うメデイエーターやファシリテーターに依存するところが多いが、サークルの場合には、原則的に、円の座席の順番に発言権が回ってくるため、メデイエーター、ファシリテーターの力量に左右され過ぎずに対話が可能である。もちろん、サークルにおいても、キーパーのみは円の座席順番に関係なく発言することが可能であり、その意味では対話の進行における大きな役割がキーパーにもあり、特に熟練したサークルのキーパーなどは、その質問の立て方、場の作り方、存在から醸し出す雰囲気などで、対話

の質に大きく影響を与えるのも事実である。しかし、修復的対話の司会の初心者レベルでは、メデイエーション型よりもサークル型の方が、対話司会者の実力に影響されずに対話を行うことができる。

③も特徴的であるが、サークルでは、キーパーも、一参加者として意見を述べるのが許されていることが多い。メデイエーション型では、メデイエーターやファシリテーターは、中立的な立場として対話に臨み、原則として一参加者として意見をすることはまずないが、サークルでは、②の対話の進行が円という形によって制御されているということもあり、キーパーも一参加者として内容的なことを発言することが許されていることが多い。

上記のような特質から、サークルは、いわゆる犯罪等への修復的正義のプログラムに用いられるだけでなく、学校や、内戦地のコミュニティ対話、社会福祉の場面での話し合いなど、多様な場面で用いられてきた。修復的正義の実践がうまくいくためには、被害や加害といった有害事象が起こる以前の普段から対話の文化があることが大事であり、そのためにも、サークルは、有害事象が起こる前の対話文化づくりとしても、用いられることも多い。

世界的にそうであるのみならず、日本でも、修復的正義の実践を導入してきたものたちの中では、サークルは多用されてきた。例えば、社会福祉とくにスクールソーシャルワークにおけ

る修復的正義の実践の日本の先駆者である山下英三郎や、米国のメノナイト神学校で修復的正義なども学んだ片野淳彦らも、そのトレーニングなどではサークルを多用する。そして、筆者（石原）も、熊本大学での授業や、東京電力福島第一原発災害による人間関係葛藤の変容のためのプログラムでも、サークルを多用している。

しかしながら、日本語では、著者梅崎が指摘するように、サークルをどのように行うかについての著書は一切出版されてこなかった。そのような中で、日本におけるサークルの普及のための意義深い第一歩が、本書であるといえる。

(二) 高齢者ケア等、犯罪以外の場面への応用に重点

先にも述べたように、現代の修復的正義は、取り組みが始まった一九七〇年代当初は、犯罪における被害者加害者対話であったが、その後、世界的にも多様な場面に応用されるようになり、現在は、学校での違反行為やいじめなど、内戦後の地域再生、ドメスティック・バイオレンスや高齢者虐待などの刑事的な司法介入が必ずしも適さない暴力行為、公害や環境災害等からの再生など、多様な場面で応用されるようになった。¹²⁾

世界的には、修復的正義の犯罪以外の場面への応用に関する研究論文や実践書も多く出されているが、日本は、修復的正義の当初の導入の担い手が刑法や刑事政策研究者であったことなどもあり、犯罪以外の場面に關する応用の本や論文や数が少な

かった。一方、日本でも、いじめ、ハラスメント、さまざまな虐待や暴力、事故や災害による傷つきなど、刑事的場面以外での修復的正義の考え方の応用のニーズは高いという現状があった。

著者梅崎らが力を入れてきた高齢者福祉施設等での対話は、実際に高齢者虐待が起こったときの「修復」よりもむしろ、虐待に至らせないための予防的效果を狙っているという（本書五三頁から五九頁）。サークルによって、高齢者ケアにおける負担や小さな傷つきを語り合ったり、家族や高齢者自身もつづける生傷つきのストーリーが癒されたり、また癒されずとも円くなって本音に触れあう場があるだけで、重篤な虐待事例となる予防につながっていくだろう。

本書では、このように、日本でもニーズが高いのにその実践の方法が紹介されてこなかった犯罪以外の場面での修復的対話の方法や実践例が、わかりやすく示されている。国際的には、修復的正義の実践はソーシャルワーカーが担うことも多いが、日本では、その意識は少ない。社会福祉の場面への修復的正義の応用を開くという点でも、意義は大きい。

また、犯罪以外への修復的正義の応用の中で、特に高齢者の修復的対話は、世界的にも例が少ないと著者梅崎はいう。筆者（石原）は、認知症をめぐる葛藤の解決の研究を行っているが、その研究の中でも、高齢者ケアをめぐる葛藤解決は、ニーズは高いが世界的にも未開拓の分野であることを感じている。日本

は、世界の中で最も高齢化が進む「高齢先進国」である。高齢者ケアの分野への修復的正義の応用は、世界的にも珍しい挑戦でもある。本書は、その高齢者ケアの分野に修復的対話を応用するうえで留意する点、例えば、体力や認知機能が低下してきている場合の高齢者との対話をはぐくむために、どのような配慮をすべきかなどについても、著者らの経験から具体的に書かれている。

(三) 研究書でなく、実施マニュアル書

修復的正義に関する日本での著作物は、研究書や、研究者によって書かれたものが多かった。その意味では、社会における修復的正義の実践のニーズは高いのに、その方法は広く市井の人々に広がってこなかった。

マニュアル化することには、功罪がある。マニュアル化することで、初心者がわかりやすく取り組むことが可能になる。同時に、マニュアル化することにより、形にとられすぎてしまい、その本質的精神性が損なわれることもある。

本書は、その功罪を理解したうえで、あえて「実施マニュアル」と謳ったと理解する。この本は、ニーズがあっても、修復的正義や修復的対話に全く出会うことができなかつた多くの現場の方々に、まずはマニュアルというわかりやすい形で、実践の端緒を届けようという意図があると理解する。勘の良い実践者は、本書を読んで、本書に載っていない場面などにも柔軟に

応用していくことができるし、この本を読んで関心をもったが実践につまづいた人は、R J対話の会を含めた全国のトレーニングプログラムや専門家に連絡をとって、直接助言や支援を乞うこともできよう。

特に本書がわかりやすいのは、写真や図を多用していることだ。実践に向けてイメージがわくだけでなく、本を読むことが苦手な実践者にも助けになる。

(四) 著者梅崎の旅路とオリジナリティ

本書は、上記で述べたような特質があるのみならず、処々に、著者梅崎が出会ってきた世界的な先駆者や先駆事例からの影響、また、梅崎の実践バックグラウンドの影響を見ることができるよう思われる。

梅崎が本書を完成させるまでに出会い影響を受けてきた方々の名前は、本の最後の謝辞の欄に四ページを割いて語られている(本書一三頁から一六頁)。梅崎が出会っている人の一部とは、筆者(石原)も直接的な面識がある。梅崎がトレーニングを受け、このサークルという手法の現代的創始者ともみなされるPranisには、筆者もトレーニングを受けたが、梅崎が用いている道具や進め方などの基本は、大きくPranisの遺産を引き継いでいるように見えた。その実践における応用の幅広さは、梅崎らのNPOが交流を続けているカナダのC J Iの影響があるのではないかと推測できる。また、本書に時々出てきて

いるマインドフルネスなどは、筆者も交流がある M.Umehiri が近年力を入れていっているものであり、彼を筆者（石原）らが日本に招聘したときに、日本に伝えていった置き土産であった。

その意味で、この本は、国際的にすでに広まっているサークルの日本における初マニュアルというだけではなく、そこかしこに、修復的正義の研究者としての梅崎の旅路が見え隠れするオリジナリティのある本となっている。

四、おわりに

「言うは易しく、行うは難しい」。また「行うは易しく、言葉にまとめるのは難しい」とも思う。研究者が理論をきちんと提示することはとても困難な作業だが、理論や理念を語るだけでは異なった難しさの実践の世界が、その先にある。また、実践するだけならばできても、その成果や技を言葉としてまとめ、だれでもが活用できるようにすることは、また異なった難しさがある。

日本では研究者の中で広まった修復的正義は、何人かの先駆者によって実践も試みられてきた。しかし、実践の成果を踏まえての著作はほとんど出版されてこなかった。研究者であり、そこにとどまらず実践を試し、その成果を世に問うた梅崎の本書は、実践と研究の間にある社会福祉学や筆者が専門とする紛争解決学において、モデルとなる仕事と考える。

マニュアルの功罪で、この本に梅崎が示したものは、修復的

正義やサークルの決定版ではない。梅崎が学び、試して実践して、試行錯誤した一つの形である。

日本で葛藤の現場にいる多くの人が、この本を手に取り、修復的対話に出会って、葛藤変容への希望を抱き、実践し、変容や修復を実感し、また新たな実践報告やアイデアやマニュアルを出していく。本書は、そんな未来に向かったサイクルの貴重な一歩となると予感する。

注

(1) ここで修復的正義と書いたものは、英語の *Restorative Justice* (RJとも略される) の日本語訳であるが、この訳語については、当初日本にこの言葉が紹介されたときには、刑事司法の文脈で紹介されたため修復的司法という言葉で紹介された。その後、H.Zinerの *The Littlebook of Restorative Justice* を森田ゆりが訳したときには、修復的正義と訳された。現在、日本では、修復的司法と修復的正義の両方の言葉が用いられている。本稿では、書評する本が主に司法ではなく、社会福祉分野での応用に関することを論じていることや、著者がほんの中で修復的正義という言葉を用いているので、*restorative justice* の訳語として、修復的正義の訳語を用いて論じることとする。

- (2) 修復的正義はZehr, H.が著し、一九九〇年に出版された *Changing Lenses: A New Focus for Crime and Justice* で現在の形に理論的に整理されたといわれている。
- (3) 注(2)のZehr, H.による *Changing Lenses* の日本語訳『修復的司法とは何か 応報から関係修復へ』(西村春夫ら訳)が出版されたのは二〇〇三年である。その後、この本の訳者である西村春夫、細井洋子、高橋則夫や、その他の刑法や刑事政策の研究者によって、修復的正義(修復的司法)は、当初日本に紹介されてきた。
- (4) Zehr, H., 2002 (ハワード・ゼア著、森田ゆり訳、二〇〇八年)
- (5) 本書では、著者梅崎は、restorative justice dialogueを修復的対話と呼んでいるのでその表記に従う。また、restorative justiceの日本語訳は、著者は修復的正義と呼んでいるので、その訳語に従う。
- (6) カナダのNGOであるCommunity Justice Initiative (CJI) については、ウェブ사이트 <https://cjiwr.com/> (二〇一九年五月三〇日閲覧) など。
- (7) NPO法人RJ対話の会(代表理事 梅崎薫)については、ウェブ사이트 <https://rainvanokai.wixsite.com/info/info> (二〇一九年五月三〇日閲覧) など。
- (8) 被害者と加害者の対話のプログラムについては、一九七〇年代終わりから北米で取り組まれた当初は、被害者加害者と和解メデイエーション(victim-offender reconciliation mediation, VOM)といわれていた。しかしながら、北米の実践の中で、必ずしも和解や合意を目的とすると考える必要はないのではないかという議論の中から、被害者加害者カンファレンス(victim-offender conference, VOC)などの名称で呼ばれることが多くなった。いずれにしても、被害者の側と加害者の側を明示し、その間にメデイエーターあるいはファシリテーターと呼ばれる人が入って対話を行う方法である。本書評論文では、この方法をメデイエーション型と表記した。
- (9) Pranis, K., M.Wedge, B Stuart, 2003
- (10) ①で「誤解を恐れずというならば」と書いた理由は、特に後述の②の「対話司会者の力量に左右されにくい」と書いた点である。後に詳述したように、サークルにおいても、キーパーの役割は決して小さくない。しかし熟練した対話司会者が得られない場合に、実践しやすいのは、メデイエーション型ではなくて、サークル型であるということが趣旨である。
- (11) 対話におけるファシリテーター、メデイエーター、キーパーらの役割を、ここでは対話司会者と総称した。対話の研究や実践を専門的に行う者の間では、「司会」にとどまらない彼らの役割を「司会者」と呼ぶことに抵抗もある場合もあるが、ここでは、一般にわかりやすさを優

先し、対話司会者と総称する。

- (12) 安川文朗・石原明子編(二〇一四)の「第三章 修復的正義の哲学とその応用」(石原明子)

- (13) 筆者は、科学研究費補助金「挑戦的研究(萌芽)(超高齢社会研究)」「紛争解決学で読み解く認知症者の対人間葛藤—認知症との共生社会のために」(研究代表者 石原明子)で、認知症者をめぐる葛藤とその変容の研究を行っている。

参考文献

Pranis, K., M. Wedge, B. Stuart, 2003, *Peacemaking Circle-From Conflict to Community*, Living Justice Press.)

Zehr, H., 1990, *Changing Lenses: A New Focus for Crime and Justice*, Herald Press. (ハワード・ゼア著、西村春夫、細井洋子、高橋則夫訳、二〇〇三年、『修復的司法とは何か 応報から関係修復へ』新泉社)

Zehr, H., 2002, *The Littlebook of Restorative Justice*, Goodbooks. (ハワード・ゼア著、森田ゆり訳、二〇〇八年、『責任と癒し』築地書館)

安川文朗・石原明子編、二〇一四年、『現代社会と紛争解決学 学際的理論と応用』ナカニシヤ出版